

令和8年8月19日

お客様 各位

青森県信用組合

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に伴う
本人確認方法の見直しについて

平素は、青森県信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等において、偽造・変造された本人確認書類により開設された預貯金口座等が悪用される事案が確認されています。こうした状況を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則が改正され、令和9年（2027年）4月1日以降は顧客等から写真及びＩＣチップ付き本人確認書類の提示を受けたうえで、ＩＣチップ情報を読み取る方法を原則とする等、本人確認方法の見直しが行われます。

記

1. ＩＣチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券など

2. 主な内容

別紙、警察庁作成のチラシをご覧ください。

以 上

【本件に関する照会先： 事務部 ☎017-739-7113

受付時間：平日9：00～17：00】

2027年
4月1日
から義務化

特定事業者との一定の取引 で本人確認を受ける際ICチップ情報

の読み取り等が**必須**となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



特定事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、
郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、
公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士



ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、
特別永住者証明書、日本国旅券など。

対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。



非対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報
を送る必要があります。

原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を
読み取らせるには**暗証番号の入力**が必要です。
設定した暗証番号を覚えておきましょう！



警察庁
National Police Agency